

学校生活のルール

1 学校生活のルールの意義

- (1) このルールは、すべての大中学生が自分も仲間とともに気持ちよく、安心して生活するためのきまりです。

2 登下校の時刻について

- (1) 7:45には昇降口を通過し、7:50には教室に入り、7:55に着席し読書を開始しています。
- (2) 完全下校は、季節によって決めます。(日没、部活との兼ね合い)

3 服装・身なりについて

(1) 制服について

ア 冬服 着用期間はおおむね10月下旬から翌年の5月中旬までです。

(ア) 学生服やズボンは、標準タイプのノータック(マークのあるもの)を着用します。

(イ) これらの学生服は学区内の衣料品店で購入できます。

(ウ) 学生服は加工・改造をしてはいけません。

(エ) 学生服の下はワイシャツを着用します。

(オ) ワイシャツの下には下着を着用します。下着は白色とします。体操服は下着として使用しません。

(カ) ベルトは黒色で、飾りがなく、幅は2~3cm程度のものとします。

(キ) 紺色の胸当てのあるセーラー服。同じ生地ネクタイをします。

(ク) セーラー服の上着の襟当てと定められた部位に、三本の白線布をつけます。

(ケ) セーラー服の上着の丈は、下着が見えない長さにします。

(コ) セーラー服の上着の下には下着を使用します。下着は白色とします。体操服は下着として使用しません。

(サ) スカートのひだは24本とし、ひざがすべて隠れるようにします。

(シ) ウエストをしめる細いタイプのセーラー服は禁止です。

(ス) 新制服についての明記

イ 夏服 着用期間はおおむね5月中旬から10月下旬までです。

(ア) 上着は白色のシャツを基本とし、ポロシャツも着用できます。

(イ) 上着は、長袖、半袖のいずれかを選択します。

(ウ) ワイシャツの下には下着を着用します。下着は白色のものとし、体操服は下着として使用しません。

(エ) ズボンは冬服(ア)に準じます。

(オ) ベルトは冬服(カ)と同じです。

(カ) セーラー服の上着は白色で、胸当てのあるセーラー服。冬服と同じネクタイをします。

- (キ) セーラー服の上着は、長袖、半袖のいずれかを選択できます。
- (ク) セーラー服の上着の下には下着を着用します。下着の色は白色のものとしします。
- (ケ) スカートは冬服(オ)に準じます。
- (カ) 冬服同様、ウエストをしめる細いタイプのセーラー服は禁止です。
- (ス) 新制服についての明記

ウ 年間を通じての装いについて

(ア) 校内では、左胸にプレート製の名札をつけます。

(イ) 靴下は白・黒・紺色で、500円硬貨で隠れる程度（直径2.5cm以内）のワンポイントも可とします。安全面を考慮し、くるぶしが完全に隠れる長さとしします。

(2) 履き物については次のとおりです。

ア 通学用の靴はラインや靴ひもを含めて全て白色とし、運動にふさわしいものとしします。。

イ 上靴は、学校指定のもの、学年色が決まっています。

(3) その他

ア 制服の下には体操着やジャージを着ません。

イ 防寒具について

(ア) 学生服やセーラー服の下に、防寒のためのセーターを着用できます。色は、紺か黒色のものとしします。ハイネックのセーターやトレーナー、タートルネック、パーカーなどは禁止します。

※学校生活は、セーターでは過ごすことができます。

(イ) 防寒のために、登下校時に手袋・マフラー・コートの着用ができます。ただし、着脱は昇降口で行い、それらの物はロッカーに入れて自己管理します。また、厳寒期に膝掛けとタイツの着用を認めます。（体育では、けが防止のため、足を覆っているタイプのタイツは着用不可とする）

(ウ) 雨天や寒さの厳しい日については、ジャージ（上下）を登下校で着用できます。ただし、授業や集会等の公の場では、制服を着用します。

(4) 頭髪と装飾品について

ア 学校生活の妨げにならず、自然で好感のもてる中学生らしい髪型としします。肩に触れる程度になっただけとします。

イ 髪が長い場合は、黒、紺、濃い茶色のゴムを使い後頭部でしばります。（中央の1カ所または両側の2カ所）

ウ 脱色、染色、パーマ、ソリ入れ、眉ぞり等の手を加えません。

エ リップクリームは無色無香料のものを使用します。

オ 装飾品（ピアス、ネックレス、ミサンガ等）は一切身につけません。

(5) カバン類について

ア 学校が指定するライトバックとサブバック(サブバックの購入は任意)を原則とします。ライトバックに付けるお守りは1個までとし、大きさは生徒カード以下とします。

(6) その他

ア 通学時及び校内では、学校で指定する制服を正しく着用します。

イ 体操着やその他の持ち物には、必ず記名をします。

ウ 清掃時の服装は、ワイシャツ、ジャージ(ハーフパンツ)を着用します。ただし、寒さが厳しいとき、ジャージ(上)の着用可能です。

4 通学について

(1) 保護者と相談し、安全な道を通ります。通称「北方道路」は通りません。

(2) 通学は、徒歩または自転車通学とします。

(3) 自転車通学は原則、次の地区に在住している生徒とします。

清ヶ谷、石津、小谷田、横砂、今沢、二軒谷(西大谷)、雨垂、浜、岡原、東大谷、藤塚、新井、中新井、野賀、野中、本谷、150号線以南(沖之須、西大淵) ※2km以上あれば申告制

(4) 自転車通学者は、次のことを守ります。

ア 『自転車通学許可願』を学校に提出し、許可証を受けます。

イ 自転車には、学校が交付した鑑札をつけます。

ウ 通学時には、必ずヘルメットを着用します。

エ 雨降りには、カッパを着用し、傘は使用しません。

オ 自転車の前輪の泥除けに、自分の名前を書きます。

カ ライトバッグは背負います。

キ スタンドについては、両足とします。

ク 通学用自転車の型は、次の通りです。

(ア) スポーツ車、軽快車、婦人車と呼ばれるもの。

(イ) 安全で無改造なもので、ライトがついているもの。

(ウ) カマキリ型、ドロップ型、セミドロップ型のハンドルは不可。

(エ) 変速ギアは6段までのもの。

(5) その他

ア 公共の交通ルールを厳守します。特に自転車1列、歩行者2列以内を守ります。

イ 特別に考慮される場合には、徒歩通学者でも自転車通学を許可することもあります。

ウ 自転車通学ルールを守らないときには、一時的に自転車通学を停止します。

エ 大きなスポーツバックを使う部活への入部を希望している場合は大きめの荷台にしておいてください。

オ 自転車事故に関わる高額訴訟が起きています。自転車保険加入が義務化されています。

5 授業以外でのタブレット使用における注意点について

- (1) 休み時間や昼休み、学校外での時間において、教員の許可があるとき以外でタブレットを使用しない。不必要に写真を撮ったり、動画を撮影したりしないようにする。
- (2) 授業等で使用し保存してあるデータを他の端末に勝手にコピーしたり、SNS にアップしたりしない。
- (3) 動画や写真などにつけることのできるコメントにおいて、誰かが傷つくような、悪意のある発言を書かない。「自分の書いた言葉を他の人が読む可能性がある」という想像力を働かせて、責任をもったコメントを書くようにする。
- (4) 他人のタブレットを無許可に使ったり、他人のアカウントに不正にアクセスしたりしない。

6 その他

- (1) 生徒は、生徒昇降口から出入りします。ただし、下校時は、北側通用口を使用することができます。（原則として7：40 から出入り可能です）
- (2) 校舎と体育館を行き来するピロティアーは、上靴の時は必ずグリーンベルトを通ります。
- (3) 不要物を校内に持ち込みません。
- (4) 校則について検討を行う大須賀中向上委員会を定期的を開催します。参加者は、生徒会本部役員、生活委員長、各学年学級委員長、副委員長とします。